

省 令

○農林省令第五十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十年十一月二十九日

農林大臣 安倍晋太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
別表一の二の項の植物の欄中、「ボンカン」の下に「及びタンカン」を加える。

附 則

この省令は、昭和五十年十二月五日から施行する。